

令和8年度 「こころの研修」の開催について

伊都地方人権尊重連絡協議会（伊都地方4市町《橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町》及び和歌山県伊都振興局で構成）では、平成18年から毎年伊都地方の各企業、団体等を対象に人権研修を行っています。

今年度も企業関係者はもちろん、広く県民のみなさまにもご参加いただき、参加者のみなさまと共に身近な人権について考える機会となるよう「こころの研修」を開催します。

- 1 主 催
伊都地方人権尊重連絡協議会（事務局：伊都振興局地域づくり部総務県民課内）
- 2 開催日時
令和8年7月24日（金） 13時30分～15時00分
（開場・受付13時）
- 3 開催場所
かつらぎ総合文化会館（AVホール） 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454
TEL0736-22-0303
- 4 内 容 講演タイトル 「部落差別 まだあるの？どこにあるの？なくせるの？」
講 師 奥田 均（おくだ ひとし）氏
近畿大学名誉教授
- 5 申込方法 令和8年7月16日（木）《200名先着順（手話通訳・要約筆記あり）》までに、6の連絡先まで電子申込フォーム、FAX又はEメール（氏名・住所・緊急連絡先を記載）にて参加申込をお願いします。
- 6 連絡先 伊都地方人権尊重連絡協議会事務局（伊都振興局地域づくり部総務県民課内）
〒648-8541 橋本市市脇4丁目5番8号
TEL 0736-33-4900 FAX 0736-33-4916
E-mail e1303111@pref.wakayama.lg.jp
●電子申込フォーム（インターネット）
<https://logoform.jp/form/WEVN/1534304>
●電子申込フォーム（二次元コード）



（問合せ先）

事務局：伊都振興局地域づくり部
担当：片岡、打越
電話：0736-33-4900（直通）

令和8年度

「こころの研修」

参加無料

「いつか」生きやすい社会ではなく「いま」生きやすい社会へ

令和8年

申込7/16(木)事務局必着 《先着順・定員200名》

7月24日 **金** 13:30-15:00

かつらぎ総合文化会館 (AVホール) (開場)13:00

伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454 TEL.0736-22-0303

講演 「部落差別、まだあるの？」

どこにあるの？なくせるの？」

おくだ
講師 奥田

ひとし
均 さん

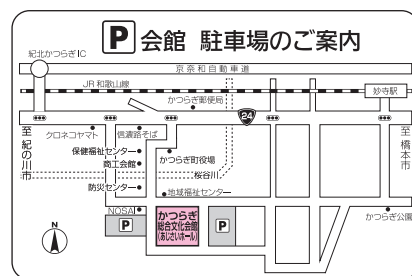


プロフィール

1952年 生まれ
関西大学文学部教育学科 卒業
関西外国語大学助教授、近畿大学人権問題研究所教授を
経て現在 近畿大学名誉教授

◆主な著書 (単著)

「部落差別解消推進法を学ぶ」 解放出版社 2019年
「人権の世間をつくる」 解放出版社 2013年



手話通訳
要約筆記
あり

【主催】伊都地方人権尊重連絡協議会(橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町及び和歌山県伊都振興局で構成)

【お問合せ先】〒648-8541 橋本市市協四丁目5-8

伊都地方人権尊重連絡協議会事務局

(伊都振興局地域づくり部総務県民課内 片岡・打越) TEL:0736-33-4900

【参加申込について】

申込フォーム、申込URL、または下記申込書にご記入後に
FAXで送信いただくか、メールで下記内容をお送りください。

申込URL ⇒ <https://logoform.jp/form/WEVN/1534304>

FAX番号 ⇒ 0736-33-4916

メール ⇒ e1303111@pref.wakayama.lg.jp

申込フォーム



参加申込書

企業・ 団体等		TEL	
住所		FAX	
氏名		メール アドレス	
手話通訳	必要 ・ 必要なし	要約筆記	必要 ・ 必要なし

こころの研修過去のテーマ

開催年度	テーマ
H18	「人権について考える」～同和問題は解決されたのか～
H19	「企業の人権意識のあり方」
H20	「共に生きる ～ワーク・ライフ・バランス～」
H21	「人生マンダラ」
H22	「ふつうってなんだろう？」～見た目の違いからノーマライゼーションを考える～
H23	「なまえをかいた」～識字教室の活動をつうじて人権について考える～
H24	「人と人がつながるために」～自分もまわりの人も、もっと大切にしませんか～
H25	「子どもたちから学んだ人権 ～弥栄中学校を取材して～」
H26	「こころの声をみんなで受け止めよう」～不登校・ひきこもり経験者からの心のメッセージ～
H27	「子どもの虐待防止を考える」「地域で支える子育て 一子育てを楽しむために」
H28	「人権って、私や仕事・家庭に関係あるの？」
H29	ご存じですか？ 「部落差別解消推進法」という法律
H30	「つたえる心とわかろうとする心」～障害のある人の気持ちに寄り添ってみませんか～
R1	「介護を通して見えるもの」～超高齢化社会を共に生きるために～
R2	「ハラスメント」
R3	「同和問題」
R4	「いのちをみつめて ～お芝居とおはなし～」
R5	「自分らしく生きる」とは？～性の多様性から考える自分らしさ～
R6	ネットと部落差別 ～「当事者」の一人として考え実践してほしいこと～
R7	「好感・共感・親近感が人権力を育む・・・」～人権・同和教育のさらなる創造めざして～

伊都地方人権尊重連絡協議会会則（抜粋）

(名称)

第1条 本会は、伊都地方人権尊重連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、伊都振興局に置く。

(目的)

第3条 本会は、伊都地方の関係機関が連絡を密にして人権施策を積極的に推進し、すべての人が安心して生活のできる心豊かな社会を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

(1) 効果的な人権啓発及び人権相談のための調査研究並びに情報交換

(2) 差別事件処理のための支援

必要に応じ、各市町村人権啓発組織の会長等の意見、助言を求めることができるものとする。

(3) 各種情報の収集と発信

(4) 担当職員の資質の向上

(5) 上記(1)から(4)までの目的を達するため、総合的・計画的に研修会への参加

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、振興局の人権担当並びに伊都地方各市町の人権担当の職にある者をもって構成する。